

○奈良市体育施設条例		昭和60年3月26日条例第24号
改正	昭和61年3月29日条例第11号 昭和62年3月27日条例第9号 昭和62年3月31日条例第11号 昭和63年3月1日条例第1号 昭和63年3月28日条例第17号 平成元年3月28日条例第21号 平成2年3月27日条例第17号 平成3年3月22日条例第22号 平成5年3月29日条例第17号 平成8年6月24日条例第27号 平成9年3月28日条例第18号 平成10年3月30日条例第22号 平成10年9月24日条例第34号 平成11年9月22日条例第30号 平成13年9月11日条例第35号 平成14年3月28日条例第14号 平成15年3月26日条例第24号 平成17年3月30日条例第65号 平成17年9月30日条例第125号 平成18年12月20日条例第61号 平成20年3月28日条例第3号 平成20年3月28日条例第22号 平成21年3月31日条例第20号 平成22年3月31日条例第14号 平成23年3月30日条例第12号 平成25年6月24日条例第51号 平成26年3月26日条例第14号 平成27年3月31日条例第13号 平成29年3月29日条例第13号 令和元年7月1日条例第11号 令和元年12月26日条例第35号 令和2年12月18日条例第52号 令和5年3月31日条例第13号 令和5年12月27日条例第42号 令和6年7月1日条例第25号 令和6年10月7日条例第35号	
奈良市体育施設条例 （設置）		
第1条 市民の体育・スポーツの振興を図るとともに文化の向上に資するため、体育施設を設置する。 （種類、名称及び位置）		
第2条 体育施設の種類、名称及び位置は、別表第1のとおりとする。 （指定管理者）		
第2条の2 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき、次に掲げる体育施設（奈良市月ヶ瀬体育館及び奈良県月ヶ瀬健民運動場を除く。以下この条において同じ。）の管理に関する業務を同項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）に行わせるものとする。 （1）体育施設の使用承認及び使用制限に関すること。 （2）施設及び設備の維持管理に関すること。 （3）その他市長が定めること。		
2 指定管理者は、この条例及びこれに基づく規則の定めるところにより、体育施設を管理しなければならない。 （供用日及び供用時間）		
第2条の3 体育施設の供用日及び供用時間は、別表第1の2のとおりとする。		
2 指定管理者（奈良市月ヶ瀬体育館及び奈良県月ヶ瀬健民運動場については、市長、次条、第4条第1項及び第8条第1項において同じ。）は、公益上その他特別の理由があるときは、前項の規定にかかわらず、供用日及び供用時間を変更し、又は臨時に休館し、休場し、開館し、若しくは開場することができる。 （使用の承認）		
第3条 体育施設を使用しようとする者は、指定管理者の承認を受けなければならない。 （使用承認の基準）		
第4条 指定管理者は、体育施設を使用しようとする者が次の各号の一に該当すると認めるときは、体育施設の使用を承認してはならない。 （1）公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。 （2）施設又は設備を損傷し、又は滅失するおそれがあるとき。 （3）その他体育施設の管理運営上支障があるとき。		
2 市長は、特に必要があると認めた場合は、指定管理者に使用の承認について指示することができる。 （使用料）		
第5条 体育施設の使用の承認を受けた者（以下「使用者」という。）は、別表第2から別表第12までに定める使用料を納付しなければならない。 （使用料の減免）		
第6条 市長は、使用者が公用又は公益の目的のため体育施設を使用する場合で、特に必要があると認めるときは、その使用料を減免することができる。 （使用料の返還）		
第7条 既に納付された使用料は、返還しない。ただし、使用者の責めに帰することができない理由により使用できなくなった場合その他市長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を返還することができる。 （使用承認の取消し等）		
第8条 指定管理者は、使用者が次の各号の一に該当するときは、その使用の承認を取り消し、又は使用を停止させることができる。 （1）この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。 （2）第4条第1項各号の一に該当することとなったとき。 （3）その他公益上やむを得ない理由が生じたとき。		
2 前項の規定により使用の承認の取消し又は使用の停止を受けた使用者に生じた損害については、市及び指定管理者は、賠償の責めを負わない。 （損害賠償）		
第9条 使用者は、施設又は設備を損傷し、又は滅失したときは、市長の指示するところに従い、その損害を賠償し、又はこれを原状に回復しなければならない。 （職員）		
第10条 体育施設に長その他必要な職員を置く。ただし、第2条の2の規定により指定管理者が管理に関する業務を行う体育施設については、この限りでない。 （委任）		
第11条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。 附 則 （施行期日）		
1 この条例は、昭和60年4月1日から施行する。 （経過措置）		
2 この条例の施行の日前に附則第4項の規定による改正前の奈良市都市公園条例（昭和46年奈良市条例第14号。以下「改正前の都市公園条例」という。）の規定に基づいてなされた申請、許可その他の行為は、この条例の相当規定に基づいてなされたものとみなす。 （奈良市都市公園条例の一部改正）		
4 奈良市都市公園条例の一部を次のように改正する。 （次のよう略） 附 則（昭和61年3月29日条例第11号） （施行期日）		
1 この条例は、昭和61年4月1日から施行する。 （経過措置）		
2 この条例による改正後の奈良市体育施設条例別表第9の規定は、この条例の施行の日以後に使用許可を受けたる者について適用し、同日前に使用許可を受けた者については、なお従前の例による。 附 則（昭和62年3月27日条例第9号） この条例の施行期日は、教育委員会が定める。 （昭和62年5月22日教委規則第8号で、同62年5月25日から施行） 附 則（昭和62年3月31日条例第11号） この条例は、平城土地区画整理事業施行区域に係る土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第103条第4項の規定による換地処分公告のあつた日の翌日から施行する。ただし、第10条の規定は、奈良市体育施設条例の一部を改正する条例の施行の日から施行する。 附 則（昭和63年3月1日条例第1号） この条例は、昭和63年3月1日から施行する。 附 則（昭和63年3月28日条例第17号） この条例は、教育委員会が定める日から施行する。ただし、第6条及び第7条の改正規定は公布の日から、第10条及び別表第10の改正規定（屋内プールに係る部分を除く。）は昭和63年4月1日から施行する。 （昭和63年4月27日教委規則第8号で、同63年4月28日から施行） 附 則（平成元年3月28日条例第21号） （施行期日）		
1 この条例は、平成元年4月1日から施行する。ただし、別表第2の改正規定中夜間の欄及び備考4の部分は、教育委員会規則で定める日から施行する。 （平成元年11月14日教委規則第17号で、同元年12月1日から施行） （経過措置）		
2 この条例による改正後の奈良市体育施設条例別表第2（夜間の欄及び備考4を除く。）、別表第3及び別表第4の規定は、平成元年4月1日以後に使用許可を受けたる者について適用し、同日前に使用許可を受けた者については、なお従前の例による。 附 則（平成2年3月27日条例第17号） （施行期日）		
1 この条例は、教育委員会規則で定める日から施行する。ただし、別表第9の改正規定、別表第10の改正規定中武道場及び弓道場に係る部分並びに次項に係る部分は、平成2年4月1日から施行する。（平成2年8月23日教委規則第7号で、別表第1の改正規定中武道場及び相撲場に係る部分、別表第6の改正規定（ゲートボール場に係る部分を除く。）、別表第7の改正規定並びに別表第10の改正規定中相撲場に係る部分は、同2年9月2日から施行。平成2年9月28日教委規則第9号で、第5条第1項及び第10条の改正規定、別表第1庭球場の項及び球技場の項の改正規定、同表の改正規定中ゲートボール場及びクラブハウスに係る部分、別表第6の改正規定中ゲートボール場に係る部分、別表第10の改正規定中ゲートボール場及びクラブハウスに係る部分並びに同表を別表第11とし、別表第9の次に1表を加える改正規定に係る部分は、同2年9月29日から施行）		

- (経過措置)
- 2 この条例による改正後の奈良市体育施設条例別表第9の規定は、平成2年4月1日以後の使用許可に係る使用料について適用し、同日前の使用許可に係る使用料については、なお従前の例による。
- 附 則(平成3年3月22日条例第22号)
- この条例の施行期日は、教育委員会規則で定める。
- (平成3年7月20日教委規則第5号で、別表第1野球場の項の改正規定及び別表第2の改正規定は、同3年7月21日から施行。平成3年9月30日教委規則第7号で、別表第1体育館の項の改正規定及び別表第3の改正規定は、同3年10月10日から施行)
- 附 則(平成5年3月29日条例第17号)
- この条例の施行期日は、教育委員会規則で定める。
- (平成5年5月21日教委規則第4号で、同5年6月1日から施行)
- 附 則(平成8年6月24日条例第27号)
- この条例は、平成8年8月1日から施行する。
- 附 則(平成9年3月28日条例第18号)
- (施行期日)
- 1 この条例は、平成9年4月1日から施行する。
- (経過措置)
- 2 この条例による改正後の奈良市体育施設条例別表第2から別表第4までの規定は、この条例の施行の日以後の使用許可に係る使用料について適用し、同日前の使用許可に係る使用料については、なお従前の例による。
- 附 則(平成10年3月30日条例第22号)
- (施行期日)
- 1 この条例は、平成10年4月1日から施行する。
- (経過措置)
- 2 この条例による改正後の奈良市体育施設条例別表第2から別表第10までの規定は、この条例の施行の日以後の使用許可に係る使用料について適用し、同日前の使用許可に係る使用料については、なお従前の例による。
- 附 則(平成10年9月24日条例第34号)
- この条例は、平成10年11月30日から施行する。
- 附 則(平成11年9月22日条例第30号)
- (施行期日)
- 1 この条例は、平成11年10月1日から施行する。ただし、別表第1の改正規定は平成12年2月1日から、別表第3の改正規定(奈良市西部生涯スポーツセンター体育館に係る部分に限る。)は平成11年12月1日から施行する。
- (経過措置)
- 2 この条例(前項ただし書に規定する改正規定を除く。))による改正後の奈良市体育施設条例の規定は、この条例の施行の日以後の使用許可に係る使用料について適用し、同日前の使用許可に係る使用料については、なお従前の例による。
- 附 則(平成13年9月11日条例第35号)
- この条例は、平成13年10月1日から施行する。
- 附 則(平成14年3月28日条例第14号抄)
- (施行期日)
- 1 この条例は、平成14年4月1日から施行する。
- (奈良市体育施設条例の一部改正に伴う経過措置)
- 2 第1条の規定による改正後の奈良市体育施設条例別表第2から第4まで及び別表第6から第9までの規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後の使用許可に係る使用料について適用し、施行日前の使用許可に係る使用料については、なお従前の例による。
- 附 則(平成15年3月26日条例第24号)
- (施行期日)
- 1 この条例の施行期日は、教育委員会規則で定める。
- (平成15年3月27日教委規則第4号で、同15年4月15日から施行)
- (経過措置)
- 2 この条例の施行の日前に行われた奈良市中央武道場小道場の独占使用(2箇所の小道場を同時に使用する場合に限る。)の許可は、同日後においては奈良市中央武道場中道場の独占使用の許可とみなす。
- 附 則(平成17年3月30日条例第65号)
- (施行期日)
- 1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。
- (経過措置)
- 2 この条例の施行の日前に行われた月ヶ瀬村農業者トレーニングセンター、奈良県月ヶ瀬健民運動場、郡村農業者トレーニングセンター兼多目的研修施設及び郡村運動場の使用許可並びに同日前に行われたこれらの使用許可の申請は、同日以後においては、この条例による改正後の奈良市体育施設条例の相当規定により行われた奈良市月ヶ瀬体育館、奈良市郡村体育館、奈良県月ヶ瀬健民運動場及び奈良市郡都球技場の使用承認並びに当該使用承認の申請とみなす。
- 附 則(平成17年9月30日条例第125号)
- (施行期日)
- 1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。ただし、別表第1の改正規定は、平成17年11月7日から施行する。
- (経過措置)
- 2 この条例の施行の日前に教育委員会が行った体育施設(奈良市南部体育館、奈良市月ヶ瀬体育館及び奈良県月ヶ瀬健民運動場を除く。)の使用承認及び教育委員会に対して行われた当該使用承認の申請は、同日以後においては、指定管理者が行った当該体育施設の使用承認及び指定管理者に対して行われた当該使用承認の申請とみなす。
- 附 則(平成18年12月20日条例第61号)
- この条例は、平成19年1月1日から施行する。
- 附 則(平成20年3月28日条例第3号抄)
- (施行期日)
- 1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。
- (経過措置)
- 8 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前に附則第3項から附則第6項までの規定による改正前(中略)奈良市体育施設条例(中略)の規定により教育委員会が行った処分その他の行為又は教育委員会に対して行っている申請その他の行為は、施行日以後においては、この条例による改正後の(中略)奈良市体育施設条例(中略)の規定により行われたものとみなす。
- 附 則(平成20年3月28日条例第22号)
- この条例は、平成20年4月1日から施行する。
- 附 則(平成21年3月31日条例第20号)
- (施行期日)
- 1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。
- (経過措置)
- 2 この条例による改正後の奈良市体育施設条例別表第4の規定は、この条例の施行の日以後の使用承認に係る使用料について適用し、同日前の使用承認に係る使用料については、なお従前の例による。
- 附 則(平成22年3月31日条例第14号抄)
- (施行期日)
- 1 この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、次項の規定中奈良市体育施設条例第5条の改正規定は、平成22年4月1日から施行する。(平成22年7月16日規則第70号で、同22年8月1日から施行)
- 附 則(平成23年3月30日条例第12号)
- この条例は、平成23年4月1日から施行する。
- 附 則(平成25年6月24日条例第51号)
- この条例は、規則で定める日から施行する。(平成25年6月26日規則第51号で、同25年8月1日から施行)
- 附 則(平成26年3月26日条例第14号)
- この条例は、平成26年4月1日から施行する。
- 附 則(平成27年3月31日条例第13号)
- この条例は、平成27年4月1日から施行する。
- 附 則(平成29年3月29日条例第13号)
- この条例は、平成29年4月1日から施行する。
- 附 則(令和元年7月1日条例第11号)
- (施行期日)
- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- (経過措置)
- 2 この条例の施行の際、現に発行されているこの条例による改正前の奈良市体育施設条例別表第3及び別表第5の前払回数券は、当分の間、使用することができる。
- 3 この条例による改正後の奈良市体育施設条例別表第3及び別表第5の規定は、この条例の施行の日以後の使用承認に係る使用料について適用し、同日前の使用承認に係る使用料については、なお従前の例による。
- 附 則(令和元年12月26日条例第35号)
- (施行期日)
- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。
- (経過措置)
- 2 この条例の施行の際、現に発行されているこの条例による改正前の奈良市体育施設条例別表第5の回数券は、当分の間、使用することができる。
- 3 この条例による改正後の奈良市体育施設条例別表第5の規定は、この条例の施行の日以後の使用承認に係る使用料について適用し、同日前の使用承認に係る使用料については、なお従前の例による。
- 附 則(令和2年12月18日条例第52号)
- この条例は、令和3年4月1日から施行する。
- 附 則(令和5年3月31日条例第13号)
- この条例は、規則で定める日から施行する。(令和5年7月27日規則第47号で、同5年8月1日から施行)
- 附 則(令和5年12月27日条例第42号)
- この条例は、規則で定める日から施行する。(令和6年4月3日規則第30号で、同6年4月13日から施行)
- 附 則(令和6年7月1日条例第25号)
- (施行期日)
- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- (経過措置)
- 2 この条例による改正後の奈良市体育施設条例別表第4の規定は、この条例の施行の日以後の使用承認に係る使用料について適用し、同日前の使用承認に係る使用料については、なお従前の例による。
- 附 則(令和6年10月7日条例第35号)
- (施行期日)
- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- (経過措置)
- 2 この条例による改正後の奈良市体育施設条例別表第4の規定は、この条例の施行の日以後の使用承認に係る使用料について適用し、同日前の使用承認に係る使用料については、なお従前の例による。

別表第1(第2条関係)

種別		名称	位置
野球場		奈良市鴻ノ池球場	奈良市法蓮佐保山四丁目3番1号
		奈良市緑ヶ丘球場	奈良市奈良阪町2,851番地
体育館		奈良市中央体育館	奈良市法蓮佐保山四丁目1番3号
		奈良市中央第二体育館	奈良市法蓮佐保山四丁目6番1号
		奈良市南部生涯スポーツセンター体育館	奈良市吉町467番地の1
		奈良市西部生涯スポーツセンター体育館	奈良市中町4,860番地
		奈良市月ヶ瀬体育館	奈良市月ヶ瀬尾山2,509番地の1
		奈良市都祁体育館	奈良市都祁白石町1,161番地
陸上競技場		奈良市鴻ノ池陸上競技場	奈良市法蓮佐保山四丁目5番1号
プール	屋外プール	奈良市青山プール	奈良市青山三丁目2番地
	屋内プール	奈良市ならやま屋内温水プール	奈良市左京五丁目3番地の1
		奈良市西部生涯スポーツセンター屋内温水プール	奈良市中町4,860番地
庭球場		奈良市柏木コート	奈良市柏木町255番地の1
		奈良市黒谷コート	奈良市中町2,877番地
		奈良市平城第一コート	奈良市左京二丁目1番地
		奈良市平城第二コート	奈良市朱雀二丁目12番地
		奈良市青山コート	奈良市青山三丁目2番地
		奈良市佐保山コート	奈良市佐保台二丁目902番地の374
		奈良市鴻ノ池コート	奈良市法蓮佐保山四丁目9番1号
		奈良市西部生涯スポーツセンターコート	奈良市丸山一丁目905番地
		奈良市南部生涯スポーツセンターコート	奈良市吉町467番地の1
		奈良市都祁生涯スポーツセンターコート	奈良市都祁馬場町846番地の5
武道場		奈良市中央武道場	奈良市法蓮佐保山四丁目1番2号
		奈良市中央第二武道場	奈良市法蓮佐保山四丁目6番3号
弓道場		奈良市弓道場	奈良市法蓮佐保山四丁目6番2号
球技場		奈良市柏木球技場	奈良市柏木町255番地の1
		奈良市黒谷球技場	奈良市中町2,877番地
		奈良市平城第一球技場	奈良市左京二丁目1番地
		奈良市平城第二球技場	奈良市朱雀二丁目12番地
		奈良市奈良阪球技場	奈良市奈良阪町1,367番地
		奈良市登美ヶ丘球技場	奈良市北登美ヶ丘一丁目1,761番地の2
		奈良市西部生涯スポーツセンター球技場	奈良市丸山一丁目905番地
		奈良市南部生涯スポーツセンター球技場	奈良市吉町467番地の1
		奈良市都祁生涯スポーツセンター球技場	奈良市都祁馬場町846番地の5
		奈良県月ヶ瀬健民運動場	奈良市月ヶ瀬尾山2,778番地の1
ゲートボール場		奈良市西部生涯スポーツセンターゲートボール場	奈良市丸山一丁目1,079番地の238
多目的コート		奈良市南部生涯スポーツセンター多目的コート	奈良市吉町467番地の1
		奈良市都祁生涯スポーツセンター多目的コート	奈良市都祁馬場町846番地の5
相撲場		奈良市鴻ノ池相撲場	奈良市法蓮佐保山四丁目8番9号
クラブハウス		奈良市西部生涯スポーツセンタークラブハウス	奈良市丸山一丁目1,079番地の238
		奈良市都祁生涯スポーツセンタークラブハウス	奈良市都祁馬場町846番地の5
スケートボードパーク		奈良市鴻ノ池スケートボードパーク	奈良市法蓮佐保山四丁目8番10号
ランニングステーション		奈良市鴻ノ池ランニングステーション	奈良市法蓮佐保山四丁目4番6号

別表第1の2(第2条の3関係)

施設の種別		供用日	供用時間
野球場		水曜日(その日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下この表において「休日」という。))に当たるときは、その日後において、その日に最も近い日曜日、土曜日又は休日でない日)、休日の翌日(その日が日曜日、土曜日及び休日に当たるときを除く。))及び12月26日から翌年1月5日までを除く日	午前9時から午後9時まで。 ただし、日曜日に使用する場合は、午前9時から午後5時まで。
体育館			午前9時から午後9時まで。 ただし、月ヶ瀬体育館及び都祁体育館は、午前9時から午後10時まで。
武道場			午前9時から午後9時まで
弓道場			
クラブハウス			
陸上競技場			
スケートボードパーク			
ランニングステーション			
プール	奈良市青山プール	7月21日から8月31日まで。ただし、水曜日(その日が休日に当たるときは、その日後において、その日に最も近い日曜日、土曜日又は休日でない日)、休日の翌日(その日が日曜日、土曜日及び休日に当たるときを除く。))を除く日	午前9時から午後5時まで
	ならやま屋内温水プール	月曜日、休日の翌日(日曜日及び火曜日を除く。))及び12月29日から翌年1月3日までを除く日	午後1時から午後9時まで (日曜日、土曜日及び休日は、午前9時から午後9時まで、水曜日は、午前9時から午後5時まで)。ただし、個人使用の場合は、その時間の間で市長が定める時間
	西部生涯スポーツセンター屋内温水プール	水曜日(その日が休日に当たるときは、その日後において、その日に最も近い日曜日、土曜日又は休日でない日)、休日の翌日(その日が日曜日、土曜日及び休日に当たるときを除く。))及び12月26日から翌年1月5日までを除く日	午前9時から午後9時まで。 ただし、個人使用の場合は、その時間の間で市長が定める時間
球技場		水曜日(その日が休日に当たるときは、その日後において、その日に最も近い日曜日、土曜日又は休日でない日)、休日の翌日(その日が日曜日、土曜日及び休日に当たるときを除く。))及び12月26日から翌年1月5日までを除く日	午前9時から午後5時まで。 ただし、柏木球技場及び都祁生涯スポーツセンター球技場は、午前9時から午後9時まで、奈良県月ヶ瀬健民運動場は、午前9時から午後10時まで
相撲場			
庭球場			
ゲートボール場			
多目的コート			

別表第2(第5条関係)

区分		午前	午後	夜間	午前・午後	午後・夜間	全日
		9:00 ～ 12:00	13:00 ～ 17:00	18:00 ～ 21:00	9:00 ～ 17:00	13:00 ～ 21:00	9:00 ～ 21:00
		円	円	円	円	円	円
奈良市鴻ノ池球場	アマチュアスポーツ	入場料の額を徴収する場合 18,000	入場料の額を徴収する場合 24,000	入場料の額を徴収する場合 36,000	入場料の額を徴収する場合 48,000	入場料の額を徴収する場合 66,000	入場料の額を徴収する場合 90,000
		入場料の額を徴収しない場合 2,100	入場料の額を徴収しない場合 2,800	入場料の額を徴収しない場合 4,200	入場料の額を徴収しない場合 5,600	入場料の額を徴収しない場合 7,700	入場料の額を徴収しない場合 10,500
	アマチュアスポーツ以外のスポーツ	入場料の額を徴収する場合			240,000		
		入場料の額を徴収しない場合			48,000		
	会議室		600	800	1,200	1,600	2,200
奈良市緑ヶ丘球場		1,950	2,600		5,200		

備考

1 使用時間を超えたときの使用料は、1時間(1時間に満たないときは、1時間とみなす。)につき、当該使用料の額の1時間相当額とする。

2 小学校の児童、中学校及び高等学校の生徒並びにこれらに準ずる者が使用する場合における使用料は、当該使用料の額の2分の1に相当する額とする。

3 土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日に使用する場合の使用料は、当該使用料の額の2割増に相当する額とする。

4 奈良市鴻ノ池球場を照明を伴い使用する場合の使用料は、当該使用料の額に30分(30分には満たないときは、30分とみなす。)につき、次に掲げる額を加算した額とする。

(1) 全部を点灯する場合 3,000円

(2) 2分の1を点灯する場合 1,500円

(3) 3分の1を点灯する場合 1,000円

5 次に掲げる者以外の者(以下「市外利用者」という。)が使用する場合又は市外利用者が参加できる大会等で使用する場合の使用料は、当該使用料の額の2倍に相当する額とする。

(1) 市内に住所を有する者

(2) 市内に存する事務所又は事業所に勤務する者

(3) 市内に存する学校に在学する者

6 使用料の額に1円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

7 備品その他の使用料については、規則で定める。

野球場使用料

別表第3(第5条関係)

区分				体育館使用料						
				午前	午後	夜間	午前・午後	午後・夜間	全日	
				9:00 ～ 12:00	13:00 ～ 17:00	18:00 ～ 21:00	9:00 ～ 17:00	13:00 ～ 21:00	9:00 ～ 21:00	
				円	円	円	円	円	円	円
奈良市中央 体育館	独占使用	アマチュア スポーツ アマチュア スポーツ以 外	入場料の額を徴収する場合	10,800	14,400	21,600	28,800	39,600	54,000	
			入場料の額を徴収しない場合	3,600	4,800	7,200	9,600	13,200	18,000	
			入場料の額 を徴収する 場合	営利を目的とする場合	81,000	108,000	162,000	216,000	297,000	405,000
				営利を目的としない場合	45,000	60,000	90,000	120,000	165,000	225,000
			入場料の額 を徴収しな い場合	営業宣伝を目的とする場 合	36,000	48,000	72,000	96,000	132,000	180,000
				営業宣伝を目的としない場 合	15,300	20,400	30,600	40,800	56,100	76,500
	部分使用	床面積の2分の1以上の部分を使用する場合		独占使用の各区分に応ずる使用料の額の全額に相当する額						
		床面積の3分の1以上2分の1未満の部分を使用する 場合		独占使用の各区分に応ずる使用料の額の2分の1に相当する額						
		床面積の3分の1未満の部分を使用する場合		独占使用の各区分に応ずる使用料の額の3分の1に相当する額						
	会議室 (1室につき)				450	600	900	1,200	1,650	2,250
奈良市中央 第二体育館	独占使用		1,800	2,400	3,600	4,800	6,600	9,000		
	部分使用 (床面積の2分の1未満の部分を使用する場合)		独占使用の各区分に応ずる使用料の額の2分の1に相当する額							
	小体育館	独占使用	750	1,000	1,500	2,000	2,750	3,750		
		個人使用 (1人当たり)	150	200	300					
	ウエイトリフティング室	独占使用	450	600	900	1,200	1,650	2,250		
		個人使用 (1人当たり)	150	200	300					
			1,800	2,400	3,600	4,800	6,600	9,000		
奈良市南部 生涯スポー ツセンター 体育館	部分使用 (床面積の2分の1未満の部分を使用する場合)		独占使用の各区分に応ずる使用料の額の2分の1に相当する額							
	和室		450	600	900	1,200	1,650	2,250		
	会議室		150	200	300	400	550	750		
	奈良市西部 生涯スポー ツセンター 体育館	独占使用	アマチュア スポーツ アマチュア スポーツ以 外	入場料の額を徴収する場合	10,500	14,000	21,000	28,000	38,500	52,500
				入場料の額を徴収しない場合	3,300	4,400	6,600	8,800	12,100	16,500
入場料の額を徴収する場合				75,000	100,000	150,000	200,000	275,000	375,000	
入場料の額を徴収しない場合				30,000	40,000	60,000	80,000	110,000	150,000	
部分使用 (床面積の2分の1未満の部分を使用する場合)		独占使用の各区分に応ずる使用料の額の2分の1に相当する額								
奈良市月ヶ 瀬体育館	軽運動室	独占使用	2,700	3,600	5,400	7,200	9,900	13,500		
		部分使用 〔床面積の2分の1未満の 部分を使用する場合〕	独占使用の各区分に応ずる使用料の額の2分の1に相当する額							
		個人使用 (1人当たり)	300	400	600					
	ダンススタジオ	独占使用	2,400	3,200	4,800	6,400	8,800	12,000		
		部分使用 〔床面積の2分の1未満の 部分を使用する場合〕	独占使用の各区分に応ずる使用料の額の2分の1に相当する額							
		個人使用 (1人当たり)	300	400	600					
	トレーニング室	個人使用 (1人当たり)	1回につき					500		
			回数券(11回分)					5,000		
	会議・研修室	独占使用	1,800	2,400	3,600	4,800	6,600	9,000		
	奈良市月ヶ 瀬体育館	部分使 用	床面積の3分の 2未満の部分 を使用する場合	独占使用の各区分に応ずる使用料の額の3分の2に相当する額						
床面積の3分の 1未満の部分 を使用する場合			独占使用の各区分に応ずる使用料の額の3分の1に相当する額							
独占使用		1,500	2,000	3,000	4,000	6,000	8,000			
部分使用 (床面積の2分の1未満の部分を使用する場合)		独占使用の各区分に応ずる使用料の額の2分の1に相当する額								
トレーニング室		個人使用 (1人当たり)	150	200	300					
会議室		450	600	900	1,200	1,800	2,400			
奈良市都祁 体育館		独占使用		1,500	2,000	3,000	4,000	6,000	8,000	
		部分使用 (床面積の2分の1未満の部分を使用する場合)		独占使用の各区分に応ずる使用料の額の2分の1に相当する額						
		トレーニング室	個人使用 (1人当たり)	150	200	300				
		会議室 (1室につき)	450	600	900	1,200	1,800	2,400		
		研修室 (1室につき)								
備考										
1 使用時間を超えたときの使用料は、1時間(1時間に満たないときは、1時間とみなす。)につき、当該使用料の額の1時間相当額とする。										
2 小学校の児童、中学校及び高等学校の生徒並びにこれらに準ずる者が使用する場合における使用料は、当該使用料の額の2分の1に相当する額とする。										
3 土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日に使用する場合の使用料は、当該使用料の額の2割増に相当する額とする。ただし、個人使用の場合は、この限りでない。										
4 市外利用者が使用する場合又は市外利用者が参加できる大会等で使用する場合の使用料は、当該使用料の額の2倍に相当する額とする。ただし、個人使用の場合は、この限りでない。										
5 使用料の額に1円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てるとする。										
6 奈良市月ヶ瀬体育館及び奈良市都祁体育館については、本表区分のうち夜間の使用時間は19:00～22:00と、午後・夜間の使用時間は13:00～22:00と、全日の使用時間は9:00～22:00とする。										
7 備品その他の使用料については、規則で定める。										

別表第4(第5条関係)
陸上競技場使用料

区分				午前 9:00 ～ 12:00	午後 13:00 ～ 17:00	夜間 18:00 ～ 21:00	午前・午後 9:00 ～ 17:00	午後・夜間 13:00 ～ 21:00	全日 9:00 ～ 21:00	
主競技場	独占使用	アマチュアスポーツ(球技を除く。)	入場料の額を徴収する場合	9,600	12,800	19,200	25,600	35,200	48,000	
			入場料の額を徴収しない場合	4,800	6,400	9,600	12,800	17,600	24,000	
		アマチュアスポーツ以外のスポーツ(球技を除く。)	入場料の額を徴収する場合	72,000	96,000	144,000	192,000	264,000	360,000	
			営利を目的とする場合	36,000	48,000	72,000	96,000	132,000	180,000	
			入場料の額を徴収しない場合	33,000	44,000	66,000	88,000	121,000	165,000	
			営業宣伝を目的とする場合	16,500	22,000	33,000	44,000	60,500	82,500	
		球技	入場料の額を徴収する場合	42,000	56,000	84,000	112,000	154,000	210,000	
			入場料の額を徴収しない場合	19,500	26,000	39,000	52,000	71,500	97,500	
		個人使用(1人当たり)			200	250	500			
		補助競技場	独占使用	陸上競技	4,800	6,400			12,800	
球技等	14,000			19,000			33,000			
投てき練習場	独占使用	個人使用(1人当たり)	200	250						
		個人使用(1人当たり)	1,800	2,400			4,800			
多目的広場	独占使用	個人使用(1人当たり)	1,800	2,400			4,800			
		個人使用(1人当たり)	150	200						
トレーニング室	独占使用	個人使用(1人当たり)	600	800	1,200	1,600	2,200	3,000		
		個人使用(1人当たり)	150	200	300	400	550	750		
1階会議室(1室につき)			450	600	900	1,200	1,650	2,250		
2階会議室(1室につき)			600	800	1,200	1,600	2,200	3,000		
役員室(1室につき)			450	600	900	1,200	1,650	2,250		
備考										
1 使用時間を超えたときの使用料は、1時間(1時間に満たないときは、1時間とみなす。)(につき、当該使用料の額の1時間相当額とする。										
2 小学校の児童、中学校及び高等学校の生徒並びにこれらに準ずる者が使用する場合における使用料は、当該使用料の額の2分の1に相当する額とする。										
3 土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日に使用する場合の使用料は、当該使用料の額の2割増に相当する額とする。ただし、個人使用の場合は、この限りでない。										
4 市外利用者が使用する場合は又は市外利用者が参加できる大会等で使用する場合の使用料は、当該使用料の額の2倍に相当する額とする。ただし、個人使用の場合は、この限りでない。										
5 主競技場(独占使用の場合に限る。)を小型照明を併用使用する場合の使用料は、当該使用料の額の30分(30分に満たないときは、30分とみなす。)(につき、次に掲げる額を加算した額とする。										
(1) 全部を点灯する場合 900円										
(2) 3分の2を点灯する場合 600円										
(3) 2分の1を点灯する場合 450円										
6 主競技場(独占使用の場合に限る。)を大型照明を併用する場合の使用料は、当該使用料の額の30分(30分に満たないときは、30分とみなす。)(につき、次に掲げる額を加算した額とする。ただし、入場料の額を徴収しない場合の使用料は、当該使用料の額の2分の1に相当する額とする。										
(1) 全部を点灯する場合 53,000円										
(2) 3分の2を点灯する場合 35,000円										
(3) 2分の1を点灯する場合 26,000円										
(4) 3分の1を点灯する場合 17,000円										
7 使用料の額に1円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨ててのものとする。										
8 備品その他の使用料については、規則で定める。										

別表 第5 (第5条関係)

区分				午前		午後	
				9:00～12:00		13:00～17:00	
奈良市青山プール	個人使用 (1人当たり)	大人	市内に住所を有する65歳以上の者	円 150	円 200		
			上記以外の者	300		400	
		小人		150		200	
	団体使用 (1人当たり)	大人		240		320	
		小人		120		160	
					円		
奈良市ならやま屋内温水プール	個人使用 (1人当たり)	大人	市内に住所を有する65歳以上の者	1回につき 300			
				回数券(11回分) 3,000			
			上記以外の者	1回につき 600			
				回数券(11回分) 6,000			
		小人	1回につき 300				
	独占使用			回数券(11回分) 3,000			
				1時間につき 15,000			
		部分使用 (競泳用プールの2分の1未満の部分又は小プールのみを使用する場合)		1時間につき 7,500			
奈良市西部生涯スポーツセンター屋内温水プール	個人使用 (1人当たり)	大人	市内に住所を有する65歳以上の者	1回につき	300		
				回数券(11回分)	3,000		
			上記以外の者	1回につき	600		
				回数券(11回分)	6,000		
		小人	1回につき	300			
	独占使用			回数券(11回分)	3,000		
				1時間につき 16,000			
		部分使用 (競泳用プールの2分の1未満の部分又は小プールのみを使用する場合)		1時間につき 8,000			
備考							
1 「団体」とは、30人以上で責任者に引率されたものをいう。							
2 「小人」とは、3歳以上6歳以下の者並びに小学校の児童、中学校の生徒及びこれらに準ずる者をいい、「大人」とは、15歳以上の者で小人以外のものをいう。							
3 奈良市ならやま屋内温水プールを個人使用する場合において「1回」とは、2時間以内における継続する使用をいう。							
4 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第4項に規定する身体障害者手帳、療育手帳制度要綱(昭和48年9月27日厚生省発児第156号)に規定する療育手帳又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条第2項に規定する精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者及びその介護を行う者が使用する場合の使用料は、無料とする。							
5 備品その他の使用料については、規則で定める。							

プール使用料

別表第6(第5条関係)

区分		午前	午後	全日
		9:00 ～ 12:00	13:00 ～ 17:00	9:00 ～ 17:00
ゲートボール場・多目的コート (1面につき)		円 750	円 1,000	円 2,000
相撲場				
庭球場(1面につき)	人工芝	1,350	1,800	3,600
	人工芝以外	900	1,200	2,400
備考 1 使用時間を超えたときの使用料は、1時間(1時間に満たないときは、1時間とみなす。)につき、当該使用料の額の1時間相当額とする。 2 土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日に使用する場合の使用料は、当該使用料の額の2割増に相当する額とする。 3 小学校の児童、中学校及び高等学校の生徒並びにこれらに準ずる者が使用する場合における使用料は、当該使用料の額の2分の1に相当する額とする。 4 市外利用者が使用する場合又は市外利用者が参加できる大会等で使用する場合の使用料は、当該使用料の額の2倍に相当する額とする。 5 使用料の額に1円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てるものとする。 6 備品その他の使用料については、規則で定める。				

ゲートボール場・多目的コート・相撲場・庭球場使用料

別表第7(第5条関係)

区分			午前	午後	夜間	午前・午後	午後・夜間	全日
			9:00 ～ 12:00	13:00 ～ 17:00	18:00 ～ 21:00	9:00 ～ 17:00	13:00 ～ 21:00	9:00 ～ 21:00
			円	円	円	円	円	円
奈良市 中央武 道場	独占使用	主道場	3,000	4,000	6,000	8,000	11,000	15,000
		中道場	1,800	2,400	3,600	4,800	6,600	9,000
		和室	450	600	900	1,200	1,650	2,250
	個人使用 (1人当 たり)	中道場	150	200	300			
		和室	150	200	300			
	会議室		450	600	900	1,200	1,650	2,250
	独占使用		3,000	4,000	6,000	8,000	11,000	15,000
奈良市 中央第 二武 道場	部分使用 (1面につき)		1,050	1,400	2,100			
	個人使用 (1人当たり)		150	200	300			
	会議室		450	600	900	1,200	1,650	2,250

備考

1 使用時間を超えたときの使用料は、1時間(1時間に満たないときは、1時間とみなす。)につき、当該使用料の額の1時間相当額とする。

2 小学校の児童、中学校及び高等学校の生徒並びにこれらに準ずる者が使用する場合における使用料は、当該使用料の額の2分の1に相当する額とする。

3 土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日に使用する場合の使用料は、当該使用料の額の2割増に相当する額とする。ただし、個人使用の場合は、この限りでない。

4 市外利用者が使用する場合は又は市外利用者が参加できる大会等で使用する場合は使用料は、当該使用料の額の2倍に相当する額とする。ただし、個人使用の場合は、この限りでない。

5 使用料の額に1円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

6 備品その他の使用料については、規則で定める。

武道場使用料

別表第8(第5条関係)

区分	午前	午後	夜間	午前・午後	午後・夜間	全日
	9:00 ～ 12:00	13:00 ～ 17:00	18:00 ～ 21:00	9:00 ～ 17:00	13:00 ～ 21:00	9:00 ～ 21:00
	円	円	円	円	円	円
独占使用	2,250	3,000	4,500	6,000	8,250	11,250
個人使用 (1人当たり)	150	200	300			
備考						

1 使用時間を超えたときの使用料は、1時間(1時間に満たないときは、1時間とみなす。)につき当該使用料の額の1時間相当額とする。

2 中学校及び高等学校の生徒並びにこれらに準ずる者が使用する場合における使用料は、当該使用料の額の2分の1に相当する額とする。

3 土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日に使用する場合の使用料は、当該使用料の額の2割増に相当する額とする。ただし、個人使用の場合は、この限りでない。

4 市外利用者が使用する場合は市外利用者が参加できる大会等で使用する場合の使用料は、当該使用料の額の2倍に相当する額とする。ただし、個人使用の場合は、この限りでない。

5 備品その他の使用料については、規則で定める。

弓道場使用料

別表 第9 (第5条関係)

区分	午前	午後	夜間	午前・午後	午後・夜間	全日
	9:00 ～ 12:00	13:00 ～ 17:00	18:00 ～ 21:00	9:00 ～ 17:00	13:00 ～ 21:00	9:00 ～ 21:00
	円	円	円	円	円	円
奈良市柏木球技場及び奈良市都祁生涯スポーツセンター球技場	1,800	2,400	3,600	4,800	6,600	9,000
奈良県月ヶ瀬健民運動場	600	800	600	1,600	1,800	2,600
その他の球技場	1,650	2,200		4,400		
備考						
1 使用時間を超えたときの使用料は、1時間（1時間に満たないときは、1時間とみなす。）につき、当該使用料の額の1時間相当額とする。						
2 小学校の児童、中学校及び高等学校の生徒並びにこれらに準ずる者が使用する場合における使用料は、当該使用料の額の2分の1に相当する額とする。						
3 土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日に使用する場合の使用料は、当該使用料の額の2割増に相当する額とする。						
4 市外利用者が使用する場合又は市外利用者が参加できる大会等で使用する場合の使用料は、当該使用料の額の2倍に相当する額とする。						
5 奈良市柏木球技場の照明使用料（3時間分）は、7,200円とする。						
6 奈良市都祁生涯スポーツセンター球技場の夜間照明使用料は、1時間（1時間に満たないときは、1時間とみなす。）当たり1,600円とする。						
7 奈良県月ヶ瀬健民運動場の夜間照明使用料は、1時間当たり1,000円とする。						
8 奈良県月ヶ瀬健民運動場については、本表区分のうち夜間使用時間は19:00～22:00と、午後・夜間の使用時間は13:00～22:00と、全日使用時間は9:00～22:00とする。						

球技場使用料

別表第10（第5条関係）

区分	午前	午後	夜間	午前・午後	午後・夜間	全日
	9:00 ～ 12:00	13:00 ～ 17:00	18:00 ～ 21:00	9:00 ～ 17:00	13:00 ～ 21:00	9:00 ～ 21:00
	円 600	円 800	円 1,200	円 1,600	円 2,200	円 3,000
会議室						
備考 1 使用時間を超えたときの使用料は、1時間（1時間に満たないときは、1時間とみなす。）につき、当該使用料の額の1時間相当額とする。 2 土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日に使用する場合の使用料は、当該使用料の額の2割増に相当する額とする。 3 市外利用者が使用する場合又は市外利用者が参加できる大会等で使用する場合の使用料は、当該使用料の額の2倍に相当する額とする。 4 備品その他の使用料については、規則で定める。						

クラブハウス使用料

別表第11（第5条関係）

区分	全日	
	9:00～21:00	
個人使用 （1人あたり）		円 500
独占使用		40,000
備考		
1 使用時間を超えたときの使用料は、1時間（1時間に満たないときは、1時間とみなす。）につき、当該使用料の額の1時間相当額とする。		
2 小学校の児童、中学校及び高等学校の生徒並びにこれらに準ずる者が使用する場合における使用料は、当該使用料の額の2分の1に相当する額とする。		
3 土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日に使用する場合の使用料は、当該使用料の額の2割増に相当する額とする。		
4 使用料の額に1円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てるものとする。		

スケートボードパーク使用料

別表第12（第5条関係）

区分	全日	
	9:00～21:00	
個人使用 （1人当たり）		円
		400
独占使用		28,000
備考		
1 使用時間を超えたときの使用料は、1時間（1時間に満たないときは、1時間とみなす。）につき、当該使用料の額の1時間相当額とする。		
2 小学校の児童、中学校及び高等学校の生徒並びにこれらに準ずる者が使用する場合における使用料は、当該使用料の額の2分の1に相当する額とする。		
3 土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日に使用する場合の使用料は、当該使用料の額の2割増に相当する額とする。		
4 使用料の額に1円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨ててるものとする。		

ランニングステーション使用料